

(5) 営業秘密に関する申出書

ア. 様式

審判手続の様式（特許法施行規則様式第 65 の 8）に準じて記載してください。また、申出に係る書類から営業秘密が記載された箇所を除いた書類（営業秘密が記載された箇所を墨塗した書類）を提出する必要があります。

<例>

営業秘密に関する申出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特許庁長官 殿
(特許庁審判長 殿)

1 事件の番号 特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号判定請求事件
(判定〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇)

2 申出人
住所（居所） 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名（名称） 〇〇 〇〇
(代表者) 〇〇 〇〇)

3 代理人
(識別番号) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
住所（居所） 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
氏名（名称） 弁理士 〇〇 〇〇

4 申出の内容
令和〇年〇月〇日付判定請求書に係る以下の書類
判定請求書
甲第△号証（書類の全部が営業秘密が記載された箇所である）
甲第□号証

添付書類

判定請求書（営業秘密が記載された箇所を除いた書類） 正本1通、副本2通

甲第□号証（営業秘密が記載された箇所を除いた書類） 正本1通、副本2通

イ. 営業秘密に関する申出書作成時の注意事項

（ア）宛先

宛先は、判定を担当する審判長が指定されている場合には「特許庁審判長」とし、判定請求時など、まだ審判長が指定されていない場合には「特許庁長官」とします。

（イ）事件の番号

「事件の番号」の欄は、「判定〇〇〇〇一〇〇〇〇〇〇〇」や「特許第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号判定請求事件」などと記載します。

（ウ）申出の内容

「申出の内容」の欄には、「営業秘密が記載された書類名」と「営業秘密が記載された箇所を除いた書類を添付した旨」を記載します。

「営業秘密が記載された書類名」は、以下のとおり記載します。

- 申出に係る書類が1つのときは、「令和〇年〇月〇日付判定請求書」や「令和〇年〇月〇日付判定請求書に添付された甲第△号証」等のように具体的に記載します。
- 申出に係る書類が複数あるときは、「令和〇年〇月〇日付判定請求書に係る以下の書類」等と記載し、その下に「判定請求書」や「甲第△号証」等の書類名を記載します。
- 営業秘密が記載された箇所が申出に係る書類の全部であるとき（例えば、特許権者が営業秘密として管理しているクレームチャートを判定に係る書類として提出するとき）は、書類名の後ろに「（書類の全部が営業秘密が記載された箇所である）」と記載します。

「営業秘密が記載された箇所を除いた書類を添付した旨」は、以下のとおり記載します。

- 最初に「添付書類」と記載し、その下に実際に添付する書類名を記載します。
- 書類名の後ろに「（営業秘密が記載された箇所を除いた書類）」と記載します。
- 最後に添付する書類の数を記載します。なお、電子特殊申請により申出を行う場合には、副本の提出は必要ありませんので、「正本1通」とのみ記載します。

営業秘密を含む証拠の写し等をDVD-Rに記録して提出する場合は、営業秘密

の箇所を墨塗りしていないP D F ファイルをD V D – R に記録するとともに、営業秘密の箇所に墨塗処理をしたP D F ファイルをD V D – R の「営業秘密（墨塗データ）」のフォルダに入れて提出してください。合わせて営業秘密の申立書も書面（紙）で提出してください。